

令和5年3月13日

令和5年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和5年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 最低制限価格の算定率を引き上げます

令和5年4月から、最低制限価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事に係る最低制限価格の算定率を以下のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」（3月下旬公開）をご覧ください。

最低制限価格の算定率（工事）		
直接工事費の	97%	} 合計額
共通仮設費の	90%	
現場管理費の	90%	
一般管理費等の	68%	

2 低入札価格調査制度（予定価格が1億5千万円以上の工事等に適用） における算定率を引き上げます

令和5年4月から、低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事の算定率を次のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市低入札価格調査実施要綱」（3月下旬公開）をご覧ください。

低入札価格調査基準価格の算定率		
直接工事費の	97%	合計額
共通仮設費の	90%	
現場管理費の	90%	
一般管理費等の	68%	

失格基準価格の算定率		
直接工事費の	84%	合計額
共通仮設費の	75%	
現場管理費の	75%	
一般管理費等の	58%	

3 電子入札の適用範囲を拡大します

令和5年4月から、契約検査課が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件の電子入札の適用範囲を以下のとおり拡大します。これにより、土木一式・建築一式・電気・舗装・造園の各工事については、全件が電子入札対象になります。なお、共同企業体での発注案件及び水道部発注案件については、従来どおり郵便入札とします。

区分	現在の対象案件	追加となる対象案件
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 舗装工事 造園工事	制限付一般競争入札案件 (市内・準市内業者対象)	指名競争入札案件 制限付一般競争入札案件 (市外業者対象)
測量・建設コンサルタント等業務	制限付一般競争入札案件	指名競争入札案件

4 最低制限価格の事後公表の適用範囲を変更します

令和5年4月から、建設工事に係る入札案件の最低制限価格の事後公表の適用範囲を変更し、以下のとおり、原則全ての工事で事後公表とします。なお、契約検査課及び水道部が発注する案件が対象となります。

最低制限価格を下回る入札は失格となりますので、ご注意ください。

最低制限価格の事後公表の適用範囲
<p>予定価格300万円以上(令和5年3月公告分まで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>原則全ての建設工事</p> <p>(令和5年4月公告分から)</p>

5 契約保証金の免除について

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響が続く中、事業者の経営環境を支援するため、市内に本店または営業所を置く中小企業及び個人事業者を対象に、契約の相手方に求めている契約保証金を免除する取扱いについて、令和5年度も特例事項として継続して実施します。

その他のお知らせ

6 (予告) 週休2日制工事の制度導入について

令和6年4月から、契約検査課及び水道部が発注する建設工事について、週休2日制工事の導入を予定しております。制度の詳細については、本年秋季以降に市ホームページにてお知らせします。

7 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	3日(月)	7日(金)
	21日(金)	
5月	12日(金)	19日(金)
6月	2日(金)	30日(金)
7月	7日(金)	28日(金)

公 告 日		
8月	18日(金)	
9月	1日(金)	15日(金)
10月	6日(金)	27日(金)
11月	10日(金)	
12月	22日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

8 手持ち工事数と申込みできる件数の制限

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

(1) 手持ち工事の定義（契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象）

本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。

なお、契約手続中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。

(2) 手持ち工事数の制限（一般競争入札案件分のみ対象）

【市内・準市内業者対象案件】

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申込み件数の制限は適用しません。

(3) 申込み件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

【同一公告日に申込みできる件数（市内・準市内業者対象工事）】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3件	1件
1件	2件	申込みできません
2件	1件	
3件	申込みできません	

※ 市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

(4) 留意事項

① 「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。
(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)

② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。

④ 共同企業体対象案件は、代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。

⑤ 令和5年度からの新規業者は、令和5年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。